

# 令和8年度 東山清掃センター公害防止協定委員会

日 時：令和8年5月14日（木）  
午後6時30分～8時00分  
場 所：所萱研修センター

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 役員選出

4 報告事項

- (1) 令和7年度埋立状況について
- (2) 令和7年度各種測定結果について
- (3) 令和7年度健康診断受診者数について

5 協議事項

- (1) 令和8年度埋立地監視事業日程について
- (2) その他

6 閉 会

## 令和8年度 東山清掃センター公害防止協定委員会名簿

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日

職名	氏名
委員	門田 恒治
委員	小野寺 賢一
委員	門田 善悦
委員	千葉 賢志
委員	松田 ミキ子
委員	小野寺 あき子
委員	松田 孝
委員	小野 修司
委員	小野寺 紀元

## 令和7年度 東山清掃センター埋立状況

年度	搬出量 (t)				埋立量 (t)
	焼却灰	不燃物	破砕物	その他	
S58年度					16.64
S59年度					2080.12
S60年度					929.71
S61年度					1207.68
S62年度					1229.61
S63年度					960.42
H01年度					1835.50
H02年度					1922.77
H03年度					1712.02
H04年度					1760.39
H05年度					1308.34
H06年度					1361.54
H07年度					1192.29
H08年度					1710.25
H09年度					1573.89
H10年度					1659.70
H11年度					1530.53
H12年度	840.20	172.97	436.49		1449.66
H13年度	855.35	204.70	293.75		1353.80
H14年度	1135.55	305.71	469.19		1910.45
H15年度	1009.56	259.83	321.84		1591.23
H16年度	872.42	295.26	235.81		1403.49
H17年度	997.30	314.92	254.32		1566.54
H18年度	982.22	319.25	301.56		1603.03
H19年度	966.96	331.26	273.44	8.93	1580.59
H20年度	926.00	323.98	291.64	53.41	1595.03
H21年度	890.86	322.55	304.50	11.94	1529.85
H22年度	891.87	307.33	303.50	5.18	1507.88
H23年度	1013.07	368.57	444.91	32.56	1859.11
H24年度	1268.18	776.77	346.68	51.17	2382.38
H25年度	1121.89	441.84	369.84	40.00	1973.57
H26年度	1100.55	405.63	330.59	19.42	1856.19
H27年度	1069.86	335.41	212.47	53.56	1671.30
H28年度	1016.44	333.15	293.40	45.79	1688.78
H29年度	1001.13	332.26	287.68	9.27	1630.34
H30年度	935.52	324.16	262.90	10.84	1533.42
令和元年度	861.50	316.64	262.51	12.12	1452.77
令和2年度	803.34	306.53	293.97	16.36	1420.20
令和3年度	778.66	296.20	285.97	28.99	1389.82
令和4年度	763.70	263.30	274.06	3.70	1304.76
令和5年度	744.03	270.99	260.59	11.19	1286.80
令和6年度	722.31	256.42	258.65	8.28	1245.66
令和7年度	680.16	248.82	253.00	4.29	1186.27

※令和6年度測量委託業者報告書より

<b>【東山清掃センター 7年度末残余容量】</b>	8,753 m <sup>3</sup>
① 東山清掃センター9月末時点の実測調査による埋立全容量	119,189 m <sup>3</sup>
② 令和6年9月末時点の実測調査による埋立済廃棄物容量	99,246 m <sup>3</sup>
③ 埋立完了部分の最終覆土量	8,109 m <sup>3</sup>
④ 令和6年9月末時点の実測調査による残容量	11,834 m <sup>3</sup>

令和7年度東山清掃センター水質検査結果一覧表

計量の項目	基準値(単位mg/ℓ)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	10月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	地下水	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	地下水下	地下水下	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	
水素イオン濃度(PH)		5.8~8.6	7.0	6.8	7.2	7.1	7.1	7.1				7.2	7.2	7.3	7.2	7.3	7.2
生物化学的酸素要求量(BOD)		60	0.5未満	1.8	0.6	0.5未満	3.7	2.7				2.6	0.6	4.2	1.1	1.6	1.8
化学的酸素要求量(COD)		90	16	14	15	13	14	13				14	15	17	15	14	14
浮遊物質(SS)		60	1未満	1	1未満	1	2	2				2	2	2	2	2	1未満
大腸菌群数		800CFU/mL未満	20未満	20未満	20未満	20未満	20未満	20未満				20未満	20未満	20未満	20未満	20未満	20未満
窒素含有量		120	10	11.9	10.3	10.1	10.3	10.2				11.5	9.6	12.1	11.5	12.7	12.1
銅含有量		3		0.01未満								0.01未満					
亜鉛含有量		5		0.078								0.050					
溶解性鉄含有量		10		0.03未満								0.03未満					
溶解性マンガン含有量		10		1.82								1.48					
クロム含有量		2		0.02未満								0.02未満					
ふっ素及びその化合物		15		0.08未満								0.08未満					
カドミウム及びその化合物	0.003	0.03		0.001					0.0003未満	0.0003未満	0.001						
鉛及びその化合物	0.01	0.1		0.005未満					0.001未満	0.001未満	0.005未満						
六価クロム化合物	0.05	0.5	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.005未満	0.005未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
ひ素及びその化合物	0.01	0.1		0.001未満					0.001未満	0.001未満	0.001未満						
シアン化合物	不検出	1		0.1未満					不検出	不検出	0.1未満						
有機燐化合物		1		0.1未満							0.1未満						
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物(総水銀)	0.0005	0.005		0.0005未満					0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満						
アルキル水銀化合物	不検出	不検出		不検出					不検出	不検出	不検出						
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	0.003		0.0005未満					不検出	不検出	0.0005未満						
りん含有量		8															0.1未満
フェノール類含有量		5															0.005未満
トリクロロエチレン	0.01	0.1							0.001未満	0.001未満	0.002未満						
テトラクロロエチレン	0.01	0.1							0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満						
ジクロロメタン	0.02	0.2							0.002未満	0.002未満	0.002未満						
四塩化炭素	0.002	0.02							0.0002未満	0.0002未満	0.0005未満						
1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.04							0.0004未満	0.0004未満	0.001未満						
1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1							0.002未満	0.002未満	0.002未満						
1, 2-ジクロロエチレン	0.04								0.004未満	0.004未満							
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4															0.004未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	3							0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満						
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.06							0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満						
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.02							0.0002未満	0.0002未満	0.002未満						
ベンゼン	0.01	0.1							0.001未満	0.001未満	0.001未満						
チウラム	0.006	0.06							0.0006未満	0.0006未満	0.006未満						
シマジン	0.003	0.03							0.0003未満	0.0003未満	0.003未満						
チオベンカルブ	0.02	0.2							0.002未満	0.002未満	0.02未満						
セレン及びその化合物	0.01	0.1							0.001未満	0.001未満	0.001未満						
ルマルヘキサン抽出物質含有(鉱物油)		5															0.5未満
ルマルヘキサン抽出物質含有(動植物油脂類)		30															0.5未満
ほう素及びその化合物		50															0.38
アンモニア、アンモニア化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		200															5.4
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	0.002								0.0002未満	0.0002未満							
1,4-ジオキサン	0.05	0.5							0.005未満	0.005未満	0.05未満						
ダイオキシン類毒性等量(pg-TEQ/L)	1	10							0.10	0.016	0.00026						
対 照 井 戸	基 準 値		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	10月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
塩化物イオン(Cl) No.1 下①	(単位:mg/ℓ)		31	25.7	26.0	27.0	25.6	27.5	26.3			27.4	25.4	24.7	24.5	27.0	
電気伝導率 No.1	(単位:mS/m)		17	19.1	19.3	19.2	19.1	20.8	20.0			21.2	18.1	17.9	17.4	17.8	
塩化物イオン(Cl) No.2 上②	(単位:mg/ℓ)		6.2	5.8	6.3	6.9	6.7	6.2		6.4		6.1	6.7	5.4	5.4	5.4	
電気伝導率 No.2	(単位:mS/m)		5.1	5.83	5.36	5.69	5.14	5.51		5.56		5.62	7.32	5.37	5.87	4.79	

河川水基準値		10月
		河川水
水素イオン濃度(PH)	5.8~8.6	7.9
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/ℓ	0.5未満
化学的酸素要求量(COD)	160mg/ℓ	2.6
浮遊物質(SS)	200mg/ℓ	5
大腸菌群数	800CFU/mL未満	280
窒素含有量	120mg/ℓ	0.72
銅含有量	3mg/ℓ	0.01未満
亜鉛含有量	2mg/ℓ	0.003
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ	0.1未満
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ	0.05未満
クロム含有量	2mg/ℓ	0.02未満
ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ	0.1未満
カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.0003未満
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.002未満
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ	0.01未満
ひ素及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.001未満
シアン化合物	1mg/ℓ	不検出
有機燐化合物	1mg/ℓ	0.1未満
アルキル水銀化合物	不検出	不検出
P C B(ポリ塩化ビフェニル)	0.003mg/ℓ	不検出
総水銀	0.005mg/ℓ	0.0005未満

## 令和7年度 東山清掃センター放射能測定結果

単位: Bq/L(ベクレル/リットル)

採取日	測定項目	原水		放流水		地下水(上)		地下水(下)	
	放射性物質	Cs134	Cs 137	Cs 134	Cs 137	Cs134	Cs 137	Cs 134	Cs 137
4月3日	測定結果	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	検出下限値	0.84	0.63	0.69	0.72	0.80	0.67	0.45	0.68
5月8日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.88	0.87	0.81	0.60	0.77	0.91	0.81	0.97
6月5日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.73	0.77	0.82	0.87	0.75	0.94	0.64	0.72
7月3日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.81	0.74	0.79	0.81	0.70	0.84	0.77	0.81
8月7日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.68	0.86	0.79	0.75	0.86	0.86	0.73	0.81
9月4日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.68	0.86	0.72	0.82	0.91	0.84	0.72	0.68
10月2日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.63	0.73	0.79	0.87	0.78	0.91	0.78	0.83
11月6日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.63	0.79	0.82	0.65	0.78	0.98	0.67	0.84
12月4日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.67	0.79	0.81	0.77	0.89	0.94	0.74	0.66
1月8日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.80	0.87	0.83	0.69	0.83	0.87	0.72	0.92
2月5日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.79	0.90	0.72	0.69	0.86	0.98	0.68	0.66
3月5日	測定結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	検出下限値	0.93	0.90	0.80	0.73	0.90	0.93	0.76	0.82

※ 令和6-7年度測定業者：株式会社 理研分析センター

※ 分析結果が検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示します。

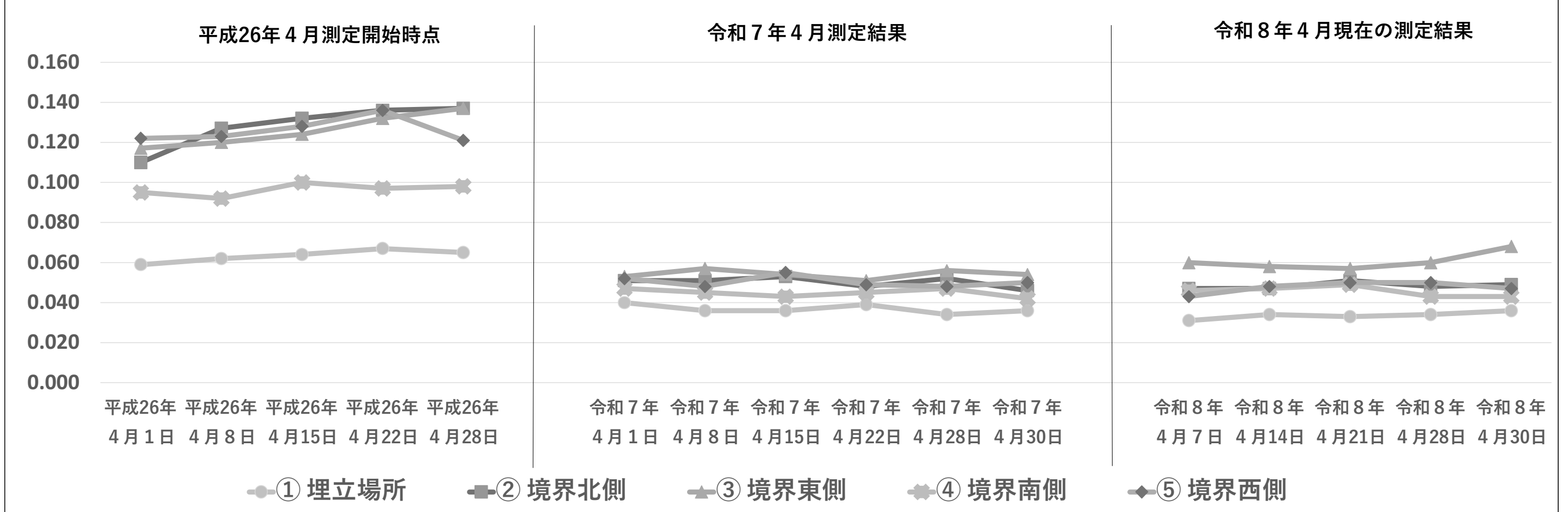
東山清掃センター空間線量測定結果(測定比較)

単位：マイクロシーベルト/時

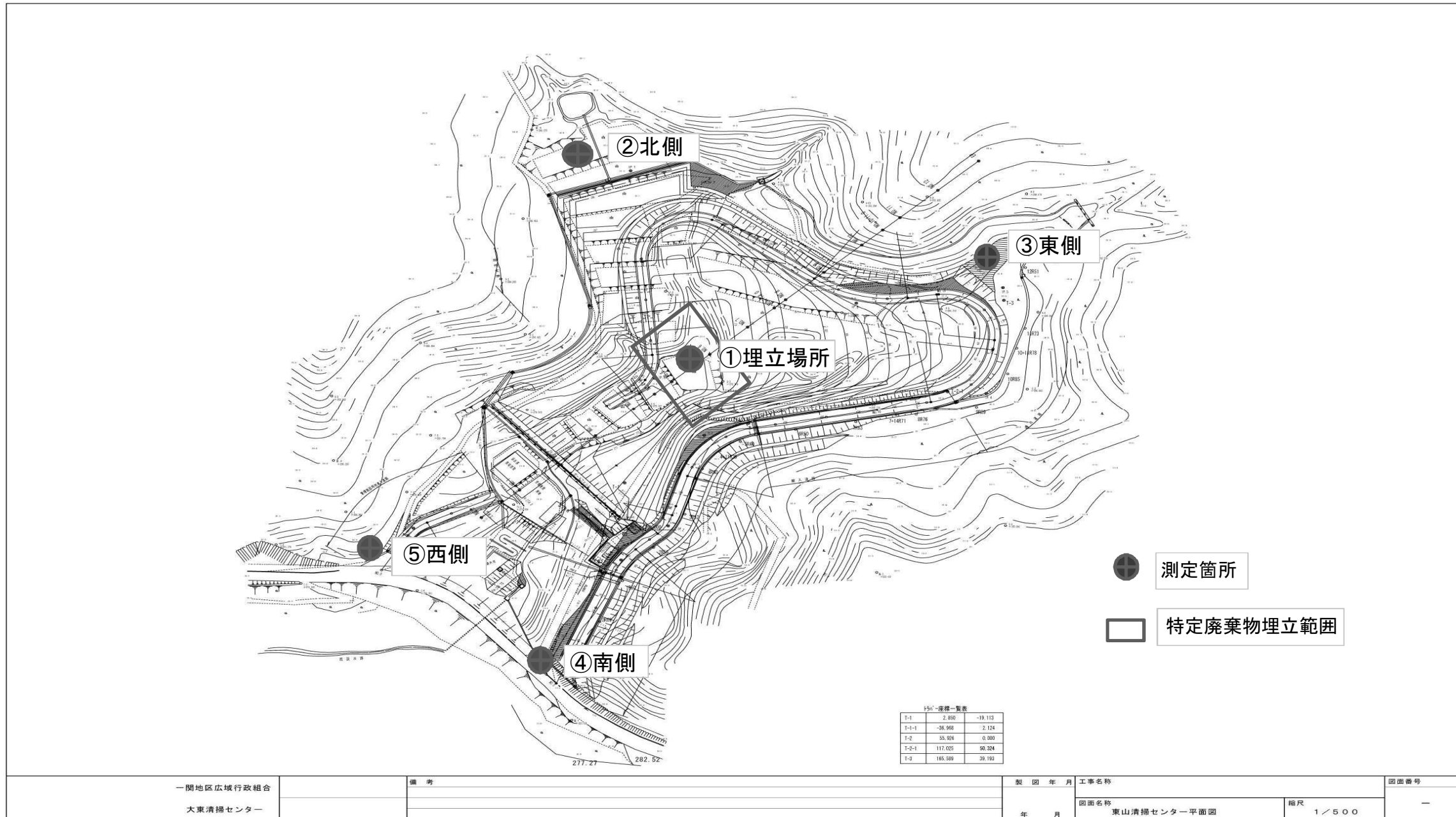
場所/月日	平成26年 4月1日	平成26年 4月8日	平成26年 4月15日	平成26年 4月22日	平成26年 4月28日	令和7年 4月1日	令和7年 4月8日	令和7年 4月15日	令和7年 4月22日	令和7年 4月28日	令和7年 4月30日	令和8年 4月7日	令和8年 4月14日	令和8年 4月21日	令和8年 4月28日	令和8年 4月30日
① 埋立場所	0.059	0.062	0.064	0.067	0.065	0.040	0.036	0.036	0.039	0.034	0.036	0.031	0.034	0.033	0.034	0.036
② 境界北側	0.110	0.127	0.132	0.136	0.137	0.051	0.051	0.053	0.048	0.052	0.046	0.047	0.047	0.051	0.048	0.049
③ 境界東側	0.117	0.120	0.124	0.132	0.137	0.053	0.057	0.054	0.051	0.056	0.054	0.060	0.058	0.057	0.060	0.068
④ 境界南側	0.095	0.092	0.100	0.097	0.098	0.047	0.045	0.043	0.045	0.047	0.042	0.046	0.047	0.049	0.043	0.043
⑤ 境界西側	0.122	0.123	0.128	0.136	0.121	0.052	0.048	0.055	0.049	0.048	0.050	0.043	0.048	0.050	0.050	0.047

東山清掃センター放射線量測定結果推移グラフ (測定比較)

単位：マイクロシーベルト/時

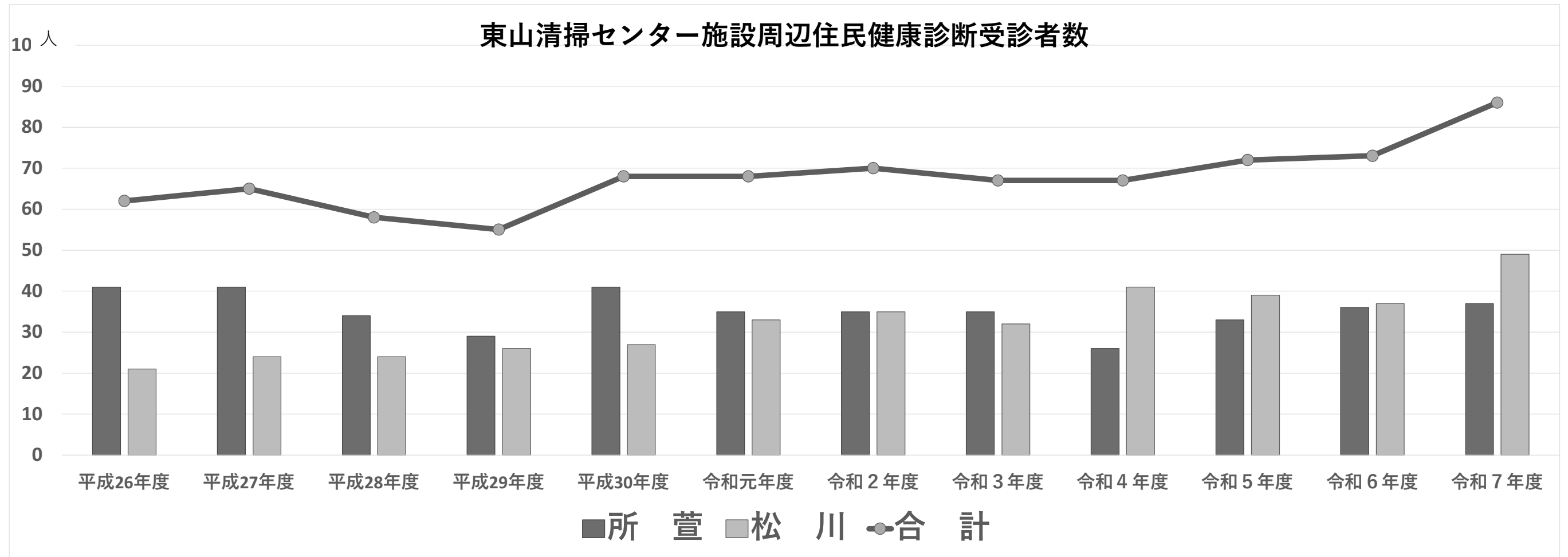


# 東山清掃センター空間線量測定箇所



### 東山清掃センター施設周辺住民健康診断実施結果

行政区名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所 萱	41	41	34	29	41	35	35	35	26	33	36	37
松 川	21	24	24	26	27	33	35	32	41	39	37	49
合 計	62	65	58	55	68	68	70	67	67	72	73	86



## 東山清掃センター埋立地監視事業実施要領

### 1 目的

本事業は、東山清掃センター周辺自治会員が定期的に施設へ立ち入り、施設の維持管理状況や周辺環境の保全状況を確認するとともに、施設が実施している放射性物質濃度測定を含む各種水質測定の水採等に立ち会うことにより、周辺住民の不安感の払拭と施設への信頼感を醸成することを目的とする。

### 2 対象者

施設周辺の所管自治会員及び松川1区自治会員を対象とする。

### 3 確認及び立ち会いの方法

- ①各種測定のための採水時（下記予定日参照）に合わせ、施設内へ立ち入り施設の維持管理状況や周辺環境の保全状況を目視により確認するとともに、採水等への立ち会いを行い適正に実施されていることを確認する。
- ②立ち入りの頻度は、自治会員の負担を考慮し、各自治会ごとに2か月に1回を原則とする。
- ③立ち入りの人数は、1回あたり2～4名程度とする。
- ④各自治会は、実施日に合わせ2～4名程度を適宜人選し出席させるものとする。

### 4 事業実施報告及び謝礼金の支払い方法

- ①各自治会は、事業終了後別紙監視状況報告書により報告するものとする。
- ②組合は、事業終了後速やかに自治会に対し実施回数に応じ、1回あたり1万円を限度に謝礼金を支払うものとする。

### 5 その他

本事業の取り扱いについて、疑義が生じた場合は、各自治会と組合が協議し定めるものとする。

### 【令和8年度 各種水質測定に係る採水予定日】

立会月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		15日	7日	4日	2日	6日	3日	1日	5日	3日	7日	4日
所 管		○		○		○		○		○		○
松川1区	○		○		○		○		○		○	

※水質測定に係る採水は、午前10時より作業開始。

一関地区広域行政組合東山清掃センター公害防止協定委員会設置要綱

平成19年7月10日

一関地区広域行政組合告示第22号

(趣旨)

第1 この告示は、東山清掃センターにおける公害防止協定書（以下「協定書」という。）に基づき、東山清掃センター公害防止協定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織、運営方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 協定書の履行状況の確認を行うこと。
- (2) 環境調査及び測定の実地調査を行うこと。
- (3) 環境調査及び測定調査結果について意見を述べること。
- (4) その他東山清掃センターの運営に関し、意見を述べること。

(組織及び委員)

第3 委員会の委員は、10人以内をもって組織し、東山清掃センターの周辺住民から推薦された者のうちから管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、管理者が招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があったときは、臨時に招集しなければならない。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、大東清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に

諮って定める。

制定文（抄）

平成20年4月1日から施行する。



## 公害防止協定書

一関地区広域行政組合(以下「甲」という。)と地域住民代表 所萱自治会長 門田恒治(以下「乙」という。)とは、一関地区広域行政組合東山清掃センター(以下「清掃センター」という。)の操業に伴う公害の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲が清掃センターを操業するに当たり、環境保全の措置を講ずるとともに、公害の発生を防止することにより、清掃センター周辺住民(以下「地域住民」という。)の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (公害防止措置)

第2条 甲は、清掃センターの操業に当たっては、次に掲げる公害防止措置を講ずるとともに、廃棄物処理に伴う公害の発生を防止するため、最善の手段を尽くすものとする。

- (1) 清掃センターの処理水は、砂ろ過装置等により二次処理を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律138号)、及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく水質検査を定期的に実施し、その結果を乙に報告する。
- (2) 衛生害虫等の発生による周辺環境への影響については、適時防除体制をとるとともに、覆土を行い、その撲滅を期すること。
- (3) 地域の生活環境を保持するため、清掃センター及びその周辺の環境美化に努めること。
- (4) 清掃センターの施設機能を維持するため定期的に施設の点検を行い、必要に応じ設備の補修や機器の交換を行うなど、適正な管理に努めること。

### (放射能対策)

第3条 甲は、埋立処理を行った特定一般廃棄物の管理にあつては、次に掲げる放射能対策を講じるものとする。

- (1) 利用自粛牧草の焼却処理に伴い発生した特定一般廃棄物の埋立管理においては、国が定める汚染対処特別措置法に基づく維持管理基準の管理に加え、最終覆土を行うまでの間特定一般廃棄物埋立部分を遮水シートで覆うものとする。
- (2) 放射性物質濃度及び空間線量は、次の表に掲げる区分により測定を実施し、その結果を乙に定期的に報告するものとする。

	区分	測定頻度
放射性物質濃度	地下水	月1回
	放流水	1週間に1回
	原水	1週間に1回
空間線量	清掃センター敷地境界	1週間に1回

- (3) 地域住民の放射能に対する不安解消と健康保持に資するため、健康診断を行うものとする。



(立入検査)

第4条 乙は、この協定の運用に当たり必要があると認めるときは、清掃センターに立ち入り、又は必要な資料の提出を求め、清掃センターの廃棄物処理状況、維持管理状況その他必要な事項について、調査できるものとし、甲は、清掃センターの施設運営に支障がない限り、これに応ずるものとする。

2 前項の調査の結果、施設の改善を必要と認めた場合は、甲に対してその改善を要請する。

3 甲は、乙の要請に対し、誠意を持って改善又は更新の措置に努める。

(公害発生時の措置)

第5条 清掃センターの施設の故障、破損その他の事故等により公害が発生又は発生するおそれがある場合には、甲は直ちにその旨を報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(被害等の処理)

第6条 甲は、清掃センターの操業に伴い地域住民が被害を受けたとき、又は地域住民から苦情の申し出があったときは、速やかに原因の究明その他必要な措置を講ずるものとし、誠意を持ってこれの解決に当たるとともに、必要な事項については、乙に報告するものとする。

2 甲は、清掃センターの操業に伴い地域住民に被害をあたえたときは、原状回復の措置を講ずるとともに、その被害については、賠償の責めを負うものとする。

(施設整備の協議)

第7条 甲は、施設の増設、改造又は更新等を行う場合は、その整備構想、事業計画を提示し、速やかに協議するものとする。

(公害防止協定委員会)

第8条 清掃センターの安全操業と公害の未然防止を図るため、甲は、公害防止協定委員会を設置する。

2 公害防止協定委員会の所掌事項、組織、運営方法等は甲、乙協議のうえ、甲が定める。

(施設の廃止及び放射能対策の終了時期等)

第9条 甲は、清掃センターを廃止しようとするときはあらかじめ乙及び公害防止協定委員会と協議するものとする。

2 第3条第2号及び第3号に規定する放射能対策は、清掃センターへの廃棄物の埋立が終了した後にあっても、原水の放射性物質濃度測定を除き継続して実施するものとする。ただし、放射性物質濃度及び空間線量の測定は、第3条第2号の規定に関わらず月1回の実施とする。

3 前項に規定する埋立終了後の放射能対策を終了しようとするときは、甲は、乙及び公害防止協定委員会と協議するものとする。

(補則)

第10条 この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成31年4月26日から施行する。

(協定書の廃止)

第12条 この協定書の締結に伴い、従前の公害防止協定書(平成26年10月2日締結)は、この協定締結の日をもって廃止する。

この締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有する。

平成31年4月26日

甲 一関地区広域行政組合  
管理者 一関市長 勝 部 修



乙 地域住民代表  
所萱自治会長 門田恒治

